

## 參考資料

# 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体を実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### （子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

### 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

#### 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

#### 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
  - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
  - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

#### 指標の改善に向けた当面の重点施策

##### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
  - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援など

##### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

##### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

##### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援

##### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

##### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

#### 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年度)
  - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
  - ひとり親家庭の親の就業率
    - ・ 母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
    - ・ 父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
  - 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- など、25の指標

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

#### 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

#### 基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

#### 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路: 就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路: 就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
  - (中学校卒業後: 進学率 2.1% / 高等学校等卒業後: 進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後: 進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後: 進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) / スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
  - (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
  - (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
  - (無利子: 予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子: 予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
  - (母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち一人の貧困率 54.6% (平成24年)

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
  - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
  - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
  - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
  - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

#### 生活の支援

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
  - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の実質向上
- その他の生活支援
  - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

#### 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

#### 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

#### 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

### 3 大田区子どもの貧困対策に関する計画検討委員会設置要綱

平成 28 年 4 月 25 日 28 福福発第 10219 号 区長決定

(設置)

第 1 条 仮称「大田区子どもの貧困対策に関する計画」(以下「計画」という。)の策定に当たり、子どもの貧困問題に識見を有する者に助言及び意見を求め、もって実効性のある計画とするため「子どもの貧困対策に関する計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区の実情に即した子どもの貧困対策の調査研究及び区への提言
- (2) 計画内容の審議

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する委員 14 名以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 地域
- (3) 関係機関
- (4) 学校関係

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(謝礼)

第 7 条 委員会に出席した者には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

## 4 大田区子どもの貧困対策に関する計画検討委員会 委員名簿

(委員の敬称略、所属は委嘱当時のもの)

区分	委員(所属 氏名)
学識経験	首都大学東京教授 阿部彩
	一橋大学教授 山田哲也
	法政大学教授 藤原千沙
地域	大田区民生委員児童委員協議会会長代理 金澤欣子
	大田区保護司会 田端千英
	おおた区民活動団体連絡会共同代表 庄嶋孝広
	NPO 法人ユースコミュニティー代表 濱住邦彦
関係機関	品川児童相談所長 鈴木香奈子
	社会福祉法人大洋社常務理事 齋藤弘美
	大田区社会福祉協議会事務局次長 長堀利一
	児童養護施設救世軍機恵子寮 高田祐介
学校関係	東京都立六郷工科高等学校長 佐々木哲
	大田区立久原小学校長 遠藤康弘
	大田区立貝塚中学校長 岩崎数弘

## 5 用語の解説（50音順）

	掲載用語	用語の解説
あ 行	生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力。
	NPO	特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
	大田区学習効果測定	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、授業改善を図ることを目的に実施する調査。小学校第4学年から中学校第1学年は、国語、社会、算数・数学、理科、中学校第2・3学年はこれに英語が追加される。
	おおた未来プラン 10年（後期）	区が、大田区基本構想で掲げた区の将来像を実現するため、平成21年3月に策定した10か年基本計画の、平成26年度から30年度までの後期にあたる計画。
か 行	学習カウンセリング	学習カルテをもとに、児童・生徒と面談し、学習のつまずきや学習方法について、指導・助言すること。
	学習カルテ	大田区学習効果測定の結果や日常の学習内容の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を記録したもの。
	学童保育	就労等により保育を必要とする小学校の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。
	学校支援地域本部	区立小・中学校の教育活動の充実及び発展を図るために、地域社会の協力により学習支援、環境支援などを行うことを目的として設置する学校支援組織。
	学校生活調査	小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒の悩みや不安、人間関係上のトラブルなどを把握するために実施する調査。
	学校不適應	病気や経済的な理由以外で不登校になってしまうケース、不登校まではいかないが、学校に行きたくなくなってしまうケース、校内暴力などの行動に出ってしまうケースなど学校生活に適應できない状況をいう。
	家庭福祉員 （保育ママ）	区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かり、自宅またはグループ保育室で家庭的保育を実施する。
	期待正答率	学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したもの。
	キャリア教育	将来子どもたちが直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
	グループ保育室	自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員（保育ママ）が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。
	ゲートキーパー	自殺対策におけるゲートキーパーとは、地域や職場、教育、その他さまざまな分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人のこと。
	国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施。

	掲載用語	用語の解説
か行	子どもの相対的貧困率	17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。
さ行	自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
	自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住みよい環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。
	児童虐待	児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。 ①身体的虐待 ②育児放棄／ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待
	児童相談所	児童福祉法に基づき各都道府県・指定都市に1つ以上設置され、児童（満18歳に満たない者）や家庭の問題の相談や、児童とその保護者の指導などを行う機関。
	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第41条）。
	社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを行うほか、医師などの保健医療サービスを提供する者などとの連携及び調整等の援助を行う国家資格を有する者。
	就学援助	生活保護を受けている場合や、世帯の所得が一定以下の場合に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給する制度。生活保護を受けている世帯の場合には「要保護」、その他の世帯の場合には「準要保護」として認定される。
	障がい者総合サポートセンター	高度な専門性を発揮する相談支援、障がい福祉に関わる「サポーター」の輪を広げる地域交流支援など4つの部門からなる、障がいのある人の生活を総合的にサポートすることを目的とした施設（愛称「さぼーとびあ」）。
	小規模保育所	区が施設や職員の基準を定めた、定員19名までの保育所。
	ショートステイ	保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。
	食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。
	スクールカウンセラー	いじめ、不登校等の学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
生活指導支援員	安全で安心して生活できる学校づくりと問題行動の早期解決を支援するために必要と判断される学校に配置する支援員。	

	掲載用語	用語の解説
さ 行	生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度（生活保護法第1条より）。
	青少年対策地区委員会	地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。
	相対的貧困率	国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
た 行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
	地域力	区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力。
	地域力応援基金	地域福祉活動振興基金積立基金及び福祉事業積立基金の一部と、大田区区民活動積立基金を統合して、区民活動の支援のため、平成21年度に創設された基金。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence の略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力。
	定期利用保育	毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。
	適応指導教室	不登校状態の児童・生徒が家で引き籠りにならないよう、在籍する学校以外の場所で生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を体験できるよう設置した施設。
	等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。
	特別支援教育	障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。
	トワイライトステイ	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。
な 行	認証保育所	都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13時間開所など）に基づく保育所。
は 行	剥奪（deprivation）	「剥奪（deprivation）」とは、社会において人々が必要としているモノやサービス、関係性などが得られていない状況のことを意味する。例えば、「物質的剥奪（material deprivation）」とは、社会において最低限必要と考えられる物が得られていない状況をいう（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（平成20年より））。
	発達障がい	主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がい。発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。

	掲載用語	用語の解説
は 行	病後児保育	病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。
	貧困線	等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。
	貧困の連鎖	子供の貧困対策に関する大綱では、「子供の貧困対策は、法律の目的規定（第一条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すもの」としている。
	不登校	文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、不登校を連続又は断続して年間 30 日以上欠席し、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」ものとして定義している。
	放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組み。
	保護司	社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命として、保護司法第 3 条に基づき、法務大臣から委嘱された者。
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設（児童福祉法第 38 条）。
ま 行	民生委員児童委員	「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

**おおた 子どもの生活応援プラン**  
大田区子どもの貧困対策に関する計画

発行年月：平成 29 年 3 月

発行：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1111（代表）



大田区